

桶川市後退用地整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地所有者の理解と協力のもとに、法第42条第2項に規定する道路又はこれに準ずる道路の後退用地を道路として速やかに整備し、狭あい道路を解消していくことで快適な生活環境と災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱にある用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (2) 「法第42条第2項に規定する道路に準ずる道路」とは、幅員1.8メートル以上4メートル未満の道で、市長が認めたものをいう。
- (3) 「建築行為」とは、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- (4) 「後退用地」とは、法第42条第2項に規定された境界線と当初の敷地との境界線で囲まれた用地部分及び市長が必要と認める角切り部分をいい、「建築後退用地」とは建築行為の際に生じる用地を、「道路後退用地」とは建築行為を伴わない後退用地をいう。ここで「建築後退用地」と「道路後退用地」を含み「後退用地」という。
- (5) 「工作物」とは、門、塀、生け垣、樹木等をいう。
- (6) 「申請者」とは、土地所有者をいう。

(適用)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 申請者が建築後退用地を市に提供（寄附）する場合
- (2) 申請者が道路後退用地を市に提供（寄附）する場合

(適用除外)

第4条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用を除外する。

(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に規定する土地区画整理事業区域内の後退用地。

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する土地改良区域内の後退用地。

(3) 桶川市開発行為等に関する指導要綱の適用を受ける事業に伴う後退用地。

(4) 市が路線整備として4メートルに拡幅することを決定した道路の後退用地。

（分筆報償金）

第5条 市長は、第3条各号の規定に該当する申請者に、別紙1に定めた市の基準により分筆報償金を予算の範囲内で交付する。

（申請）

第6条 申請者は、後退用地を市に提供（寄附）する場合、事前に次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 後退用地と市道との境界が確定していない場合は市の境界査定を受け、境界を確定すること。

(2) 後退用地に建築物、工作物等が存する場合はこれらを撤去すること。

(3) 後退用地を分筆登記すること。

(4) 提供（寄附）する後退用地に質権、抵当権その他第三者の権利が設定されている場合はこれを解除すること。

2 申請者は、後退用地を市に提供（寄附）する場合は、前項の要件を満たした後、後退用地提供申請書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

3 申請者は、前条の規定により分筆報償金の交付を受けようとする場合は、同条第1項の要件を満たした後、分筆報償金交付申請書（様式第2

号) を市長に提出して行うものとする。

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに書類及び現地を調査したうえ、受入れの可否を決定し、後退用地受入決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、速やかに交付の可否及びその額を決定し、分筆報償金交付決定書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、後退用地の提供(寄附)に係る所有権移転登記が済んだ場合は、その旨を所有権移転登記済通知書(様式第5号)により、申請者に通知するとともに、申請者が指定する口座に分筆報償金額を振り込むものとする。

(登記)

第8条 市長は、前条第1項の規定により後退用地の受入を決定した場合は、速やかに当該後退用地の市への所有権移転登記を行わなければならない。

(後退用地の維持管理)

第9条 市長は、市に所有権移転登記された後退用地については、原則として所有権移転登記の日から1年以内に既存の道路部分と同程度に維持管理を行わなければならない。なお、この期限内に整備を行うことが困難な場合は、申請者と協議するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、分筆報償金の交付決定を受けた者が、虚偽の内容による申請その他不正な手段により交付を受けようとし、又は既に交付を受けたことが判明したときは交付決定を取り消し、その全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 1 3 年 5 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 1 3 年 1 0 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 1（第 5 条関係）

分 筆 報 償 金 交 付 基 準

【対象】

分筆報償金は下記の建築後退用地及び道路後退用地に対し、その分筆登記に要した費用に応じて交付する。

- ① 第 3 条第 1 号（建築後退用地を市に提供（寄附）する）の場合

この場合、一建築確認申請を一交付申請として取り扱う。

- ② 第 3 条第 2 号（道路後退用地を市に提供（寄附）する）の場合

この場合、道路後退用地とは、一筆又は複数の筆で構成された用地をいい、この一用地につき一交付申請として取り扱う。

※ 現況と地積測量図が一致すること。

なお、杭等がない場合には、復元すること。

※ 1 件あたりの分筆登記に要した費用（未処理道路対策を含む）が 10 万円を超えたときは、10 万円を限度とする。ただし、領収書が無い場合は、5 万円を限度とする。

※ 市の希望する角切りを含んだ後退用地の場合は、角切り 1 箇所につき市街化調整区域は 2 万 5 千円を、市街化区域は 5 万円を加算する。

様式第1号（第6条関係）

後退用地提供申請書

年 月 日

桶川市長

住所 _____

(ふりがな)

申請者 氏名 _____ 印

電話 _____

桶川市後退用地整備要綱第6条第2項の規定により、私が所有する次の土地を桶川市道の道路用地として桶川市に提供（寄附）します。

なお、この土地に建築物や工作物等が存する場合は申請者が責任を持って撤去・移設することを確約します。

土地の表示

後退用地の所在	地番	地目	地積(m ²)	後退用地の別 (どちらか○ を付ける。)
				建築・道路
				建築・道路
				建築・道路
				建築・道路
				建築・道路

添付書類

- 1 案内図 2 公図の写し 3 地積測量図 4 土地登記簿謄本
5 土地登記承諾書 6 印鑑証明書

- ※ 現況と地積測量図が一致すること。
- ※ 地積については、登記簿地積を記入すること。
- ※ 相続登記が必要な場合は、相続登記完了後に申請すること。
- ※ 質権、抵当権等が設定されている場合は、これを解除後に申請すること。
- ※ 後退用地が共有名義の場合は、共有者間で協議の上、代表者を申請者とする
こと。

分筆報償金交付申請書

年 月 日

桶川市長

住 所 _____

(ふりがな)

申請者 氏 名 _____ 印

電 話 _____

桶川市後退用地整備要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり分筆報償金の交付を申請します。

記

- 1 申請する報償金 分筆報償金
- 2 後退用地の所在 桶川市 _____
- 3 後退用地の面積の合計 _____ m²
(登記簿上の面積の合計を記入する。)
- 4 分筆登記にかかった費用 金 _____ 円
- 5 添付書類 1 領収書 2 なし
- 6 指定口座番号 金融機関名 _____ 支店

(
第
三
者
用
振
込
み
)

報償金の受領に関しては
右の口座に振り込むことを
承諾します。

氏 名 _____ 印

口座の名義 _____

口座の種類 普 通 ・ 当 座 _____

口座番号 _____

- ※ 申請する場合は領収書を添付すること。
- ※ 後退用地が共有名義の場合は、後退用地の提供申請者を申請者とするこ
と。
- ※ 受領が第三者の場合は、第三者用の枠の中もご記入ください。

様式第3号（第7条関係）

後退用地受入決定通知書

年 月 日

様

桶川市長

年 月 日付で申請のあった後退用地の提供（寄附）について、桶川市後退用地整備要綱第7条第1項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 申請者 | 住所 _____
氏名 _____ |
| 2 | 後退用地の所在 | 桶川市 _____ |
| 3 | 決定 | 受入可 ・ 受入不可 |
| 4 | 受入不可の場合の理由 | <u>桶川市後退用地整備要綱第6条第1項第</u>
<u>号不履行のため</u> |

※ なお、受入不可の決定の場合は上記の理由によるものですので、是正後に再申請をしてください。また、関係書類についてはすべてお返ししますので、後日市役所まで取りに来てください。

<連絡先>

桶川市都市整備部道路河川課

TEL 048—786—3211（代）

様式第4号（第7条関係）

分筆報償金交付決定書

年 月 日

_____様

桶川市長

桶川市後退用地整備要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり分筆報償金の交付を決定したので通知します。

今後、ブロック塀等構造物を築造する場合は、その基礎部分が境界を越境しないよう十分注意して行ってください。越境している場合は、側溝布設工事を実施する際に支障となりますので、あなたの責任において速やかに是正していただきます。

なお、交付決定した報償金の指定口座への入金は、所有権移転登記完了後となります。

記

- | | | | |
|---|--------|-------|---------|
| 1 | 交付決定額 | 分筆報償金 | 金_____円 |
| 2 | 指定口座番号 | 金融機関名 | 支店 |
| | | 口座の名義 | _____ |
| | | 口座の種類 | 普通・当座 |
| | | 口座番号 | _____ |

<連絡先>

桶川市都市整備部道路河川課

TEL 048—786—3211

様式第5号（第7条関係）

所有権移転登記済通知書

年 月 日

様

桶川市長

年 月 日付で申請のあった下記の後退用地の提供（寄附）について、所有権移転登記が完了したので桶川市後退用地整備要綱第7条第3項の規定により通知します。

今後とも、本市の道路行政について御指導、御協力をくださいますようお願い致しますと同時に書中をもって御礼申し上げます。

なお、報償金については、指定口座に入金いたしますので後日、ご確認ください。

記

所 在	地 番	地 目	地積（㎡）

<連絡先>

桶川市都市整備部道路河川課

TEL 048-786-3211（代）